

目次（詳細）

第1 本件判決を憲法第23条にもとづいて検討するのに必要な基礎的論考

- 1) 「学問の自由」とは、「学問する者の自律集団の自治を認め、外から介入しないこと」である
- 2) 自治を認められている研究者の自律集団とは何か
- 3) 自然科学系「学会」の自己規律とは何か
 - ① Open Discussion（公開討論）
 - ② Peer Review（研究同僚による覆面審査）
 - ③他者の論文、著書を批判した論文の取扱い
 - ④研究論文、研究業績の定義

第2 本件に関する判決は次に示す諸点で憲法第23条の運用上のルールに違反している。

- 1) 研究業績の詐称ではないと判示した点
- 2) 被上告人は学問的見地から批判したものと認定した点
- 3) 原審が本件名誉毀損成立の基本的可否をデータ改変の際の故意性の有無に置いた間違い
- 4) 原審判定「被上告人が藤木論文の数値を故意に改ざんしたとは認められず」に対する反対証明
 - (1) 自説に都合よいようにデータを改変し結論を改変する必要があったので当時の読者には絶対に見られなかった藤木論文を引用利用した
 - (2) 被上告人の周囲への反応、行為連鎖から証明できる被上告人のデータ改ざん行為の計画性
 - ①被上告人の行為と投書は二重構造の手品になっていた
 - ②データの2桁改変を指摘されても驚かなかった被上告人
 - ③名誉毀損訴訟のために行なった改ざん言い訳と投書論旨の変更
 - (ア) 転記ミスは通用しない
 - (イ) 引用数字の転記ミスであって論旨に影響しないは通用しない
 - (ウ) こっそり変更された被上告人投書の目的論旨
- 5) 被上告人はなぜこのように複雑で手品的な行為を行なったか

第3 原審判決は基本的な諸点で憲法第23条の精神に従っていない恐れがある

第1項 事実経過

第2項 対抗の基本構造と対抗の目的、理由、法的根拠

- 1) 対抗の構造
- 2) 「水俣病の科学」を批判するグループの存在、目的、理由
 - (1) 「水俣病の科学」を敵視するグループの存在（その証明）
 - (2) 敵視するグループの目的は「水俣病の科学」の存在の抹消
 - (3) 被上告人はグループ内に影響力を持っていた
 - (4) グループが「水俣病の科学」を敵視する理由
 - (5) その法的根拠
- 3) 上告人が対抗する目的、理由、法的根拠
 - (1) 上告人の対抗の目的
 - (2) 上告人が被上告人の投書への大学の判断と処分を求めた理由
 - ①被上告人の科学者倫理逸脱を正すのは、大学人の責務である
 - ②投書が、「水俣病の科学」を敵視するグループに利用され法廷に持ち出されることへの危惧
 - ③危惧は現実であった

第4 科学者間に意見の違いがある問題を裁判で取上げた場合、取扱い方によっては科学の体系をゆがめる可能性とその原因について

- 1) 科学者間に意見の違いがある問題が法廷に持ち出される場合とは
- 2) 対立する科学的見解の一つが裁判に主張の根拠として持ち込まれることを恐れる理由としての例 水俣病関西訴訟
- 3) 対立する科学者の意見について、裁判官が裁判の場で行なう「どちらが正しいのか」の判定が科学の体系に受け入れられないその理由
 - (1) 科学者と裁判官の思考方法論証方法の根本的な違いがあるから
 - ①全体像の重要性の違い
 - ②思考における言語の意味役割の違い
 - ③論証方法の根本的違い
 - (2) 裁判に主張の根拠として持ち込まれた科学者の意見には作為不作為のトリックの可能性があり、裁判官がそれを見抜くのは困難である

第5 第1に憲法第23条の原則とその運用ルールから見て、それに違反する原審判決は棄却されるべきである。第2に憲法第23条の精神から生まれた科学者の信念を尊重し、被上告人の上告人への名誉毀損提訴は却下されるべきである

第1項 原審判決は次の二つの理由から憲法第23条の原則と運用ルールに違反しており、棄却されるべきである

第2項 学問の自由を守るために自治を任されている科学者の自律集団に属する科学者同志の問題に名誉毀損（民事）を適用すべきではない。被上告人による上告人への名誉毀損訴訟自体が却下されるべきである

- 1) 科学者の名誉毀損を名誉毀損裁判(民事)で裁くことは筋違いである
- 2) 学問の自由を守るために自治を任された科学者の自律集団に属する科学者に対しては民事訴訟への対応を強制することは憲法第23条に違反する

第3項 〔国外参考事例〕 英国では「科学者に名誉毀損を適用させない」運動に強い支持が集まり、2013年ついに名誉毀損法が改正された

- 1) 名誉毀損法改正の概要
- 2) 名誉毀損法改正までの経過と改正の主要点
 - (1) 運動の原因となった Simon Singh 事件とは
 - (2) Simon Singh はなぜ徹底抗戦に出たか
 - (3) Sense about Science が起こした Singh 支援運動
Keep Libel Laws out of Science
 - (4) Richard Dawkins Oxford 大学教授の支持理由演説
 - (5) その後の経過—名誉毀損法の改正まで
 - (6) 改正された名誉毀損法 (Defamation 2013) の主要な点は何か

* 添付論文 (乙 30)

西村肇、科学者から見た水俣病研究【自然科学者と文化系との間の深い溝】
「環」Vol.25,254-271, 2006